

各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

令和3年8月19日以降の県立学校における教育活動等に係る  
感染拡大防止対策について（通知）

日頃より、学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、感染力が非常に強い「デルタ株」や「人流増」の影響等により、全国的な爆発的感染拡大となっており、情勢は日々深刻さを増しております。

本県においても、8月以降、様々なクラスターが複数発生し、直近1週間の新規感染者数が199名、療養者数が223名となるなど、急激に感染が拡大しており、本日開催された「徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、本日8月19日（木）午後6時から「とくしまアラート」のレベルが引き上げられ、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類で、最も深刻な「ステージⅣ」に相当する「とくしまアラート・特定警戒」が発動されたところです。

また、学校関係の新規感染者についても、夏季休業期間の中、8月11日からは9日連続で確認されている状況であり、児童生徒等の接触の機会が増加する新学期が始まる9月に向けて、密の回避やマスク着用、手指消毒の徹底などの基本的対策はもとより、「教育活動」や「各家庭」における感染防止対策の一層の徹底を図る必要があります。

このため、別添資料「県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について」のとおり実施することといたしますので、取組の徹底が図られるよう、適切にご対応いただくとともに、児童生徒等及び保護者並びに貴所属教職員への周知をお願いいたします。

また、令和3年5月24日付け教政第68号通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（R3.5.24改訂版）」についても御留意いただき、円滑な学校運営に努めてください。

なお、令和3年8月17日付け教政第159号通知「令和3年8月17日以降の県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策について」は廃止します。

## 令和3年8月19日以降の感染拡大防止対策について

### 1 学習指導について

基本的な感染症対策を講じるとともに、次のような感染リスクの高い教育活動は、実施しない。

また、1人1台タブレット端末を活用したオンライン指導等の充実により、学習活動の継続を図ること。

<感染リスクの高い教育活動例>

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒などが長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク、ディスカッション等」「近距離で大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

### 2 学校行事について

- ・県内外を問わず、修学旅行・遠足などの校外行事の実施は延期等とすること。
- ・その他行事については、実施の必要性を慎重に検討し、延期やオンライン等での実施も含め検討すること。
- ・文化祭・体育祭を実施する場合は、非公開とし、感染症対策を徹底するとともに、内容や時間、開催方法等について十分配慮すること。

### 3 部活動について

- ・活動内容等を精選し、活動時間は、平日2時間以内、休日3時間以内とすること。
- ・「密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」は避けること。
- ・活動開始前の検温をはじめとする健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒については、部活動に参加させないことを徹底すること。
- ・部活動開始前、休憩時、終了後の食事は避け、水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう会話を控えるとともに、活動終了後は速やかに下校させることについて、特に指導を徹底すること。
- ・部活動ごとに「活動計画」と「感染防止マニュアル」を作成し、これらに基づいた活動を実施すること。
- ・屋内での活動時は、可能な限り常時、困難な場合は30分に1回以上、2方向の窓を全開にし、換気を行うこと。
- ・県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止すること。
- ・県外からの講師招聘は原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討すること。
- ・ただし、公式な大会やコンクール等については、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能とする。なお、参加する場合

は、学校においても十分な感染症対策を講じること。

※部活動の場面で感染拡大が見られた場合は、当該部活動の活動は「感染リスクが高い」と判断し、すべての学校において当該部活動の活動を「休止」する。

※感染拡大が見られた部活動と施設を共有するその他の競技も「休止」を検討する。

※なお、感染者や濃厚接触者、接触者である生徒等がいじめや偏見、差別の対象とならないよう、十分配慮・注意する。

#### 4 研修及び出張について

- ・教職員研修等については、オンラインでの実施、あるいは延期等とすること。
- ・緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への出張は、原則禁止とする。

<お問い合わせ先>

**【本通知に関すること】**

教育政策課 働き方・発信戦略担当  
電話 088-621-3159

**【学習指導・学校行事に関すること】**

(義務教育に関すること)

学校教育課 義務教育・G I G A担当  
電話 088-621-3114

(高校教育に関すること)

学校教育課 高校教育・G I G A担当  
電話 088-621-3104

(体育・保健体育に関すること)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当  
電話 088-621-3165

**【部活動に関すること】**

(文化部活動について)

グローバル・文化教育課 あわっ子文化担当  
電話 088-621-3055

(運動部活動について)

体育学校安全課 体力・競技力向上担当  
電話 088-621-3165

**【教職員研修に関すること】**

教職員課 人材育成担当  
電話 088-621-3123